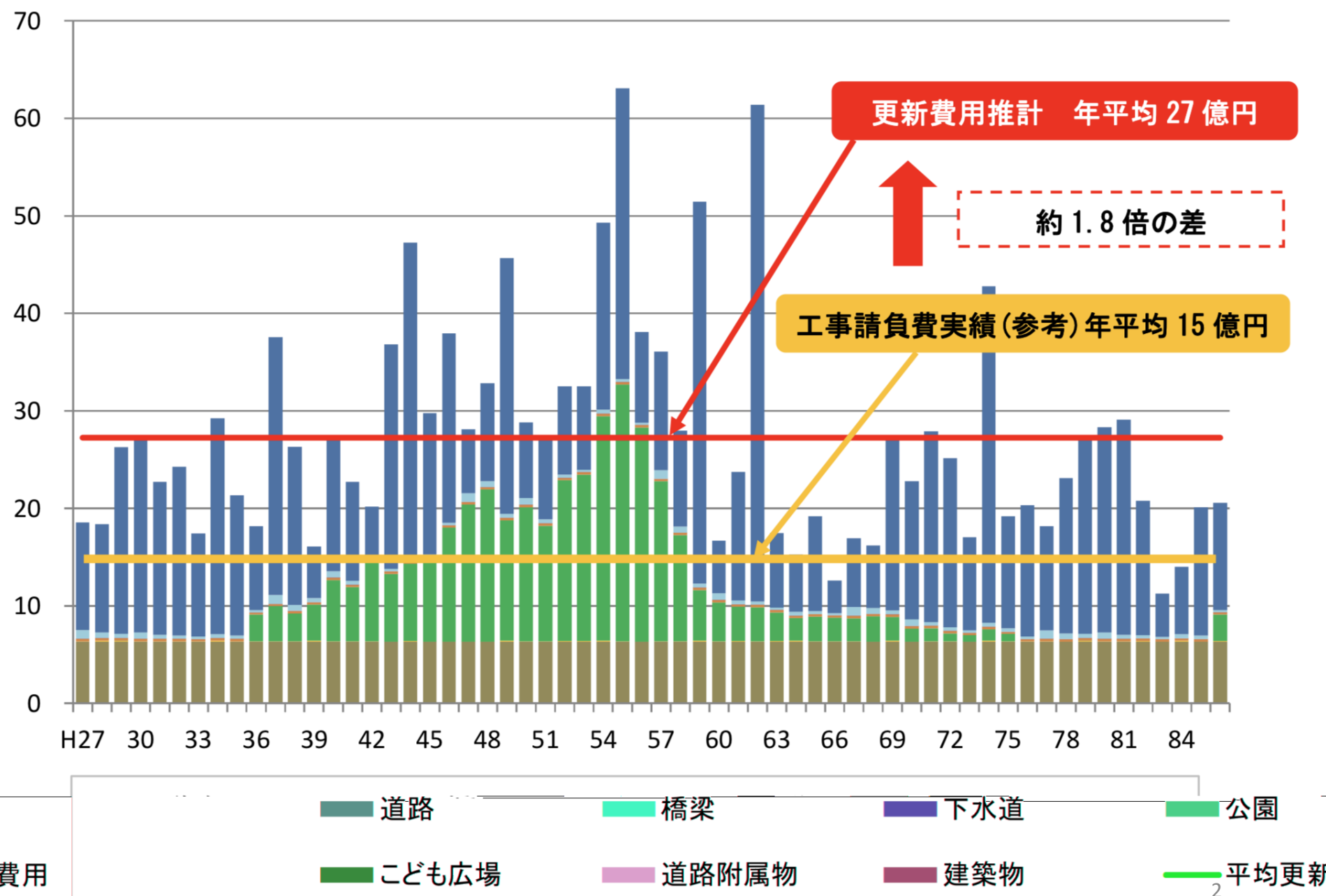


成功する公共施設マネジメント

東洋大学客員教授
南 学

(億円)



費用

「時限爆弾」としての公共施設

- 市民の生命と財産を脅かす「時限爆弾」
- 業務上過失致死傷罪が職員に適用される？
- 更新費用の財源確保が中心課題

2011.3.11東日本大震災
九段会館(東京)天井崩落



2012.12.2中央自動車道
笹子トンネル天井版崩落



公共施設管理上の業務上過失 (公務員のリスク)

- 平成18年7月、ふじみ野市大井プールで小学2年生の児童が給水口に吸い込まれ死亡するという事故が発生した。
- このプールの管理は民間事業者へ業務委託していたが、最高裁は市の担当職員の業務上過失致死傷罪（禁固刑）を確定した。
- 施設所有者は、業務上、観客等の安全を確保できる施設を提供する責務を負っている。



判例となった

高裁判決

本件が、被告人の過失のみに起因する事故と評価すべきものではないことも所論が指摘するとおりである。すなわち、原審相被告人のA体育課長の過失との競合、受託業者の管理業務の杜撰さ、防護柵脱落后に見られる危機管理対応の拙さ等に加え、防護柵の針金(鉄線)留めの放置など被告人の前任者らの無責任な執務結果と前任者からの不十分な引継ぎ、更には被告人に対する研修機会の喪失ということにつながる、財政難を理由とする体育施設協会からの脱退等といったふじみ野市や旧大井町全体の業務態勢及び職員指導の在り方等、様々な要因が濃淡の差こそあれ、複合的に絡み合った中で、本件事故は起こるべくして起きたものである。当裁判所も、被告人の過失のみが本件事故の原因であるとは考えておらず、すべての責任を被告人にのみ帰すべきではなく、受託業者の関係者らの刑事責任のほか、前任者らの責任、ふじみ野市の行政責任等についても、それぞれの手続の中で適切に追及され、更に様々な角度から本件事故の原因が解明されて再発防止策に生かされるべきものであると考える。

しかしながら、その中であって、本件事故の最大の原因が、防護柵が脱落して吸水口が露わになったという本件プール設備の不備にあつたことは明らかである。ふじみ野市としては、開設前に防護柵の設置状況を点検した上、その不備を修繕し、あるいは不備が修繕されない限り本件プールを開設しないという判断をすべきだったのである。そして、その権限と責任を持っていたのは、被告人あるいはA体育課長にほかならない

のであるから、両名の過失が本件の中核的な原因であることは否定し得べくもない。したがって、まずもって、両名の過失について、その刑事責任が追及されるのは当然である。他の者にも責任があるからといって、被告人の過失責任自体が小さくなるいわれはなく、本件では、そのような無責任な管理態勢、執務慣行等の中で、被告人自身が何をしたのか、あるいは、し得たのかということが問われているのであり、その点を踏まえた上で、被告人の過失が重大であると判断されることは既に述べたとおりである。

公共施設マネジメントの「方程式」

財源確保
(課題)

=

総面積の統廃合
(面積圧縮率)

+

民営化
(経費圧縮率)

+

受益者負担増
(受益偏在改善率)

+

遊休資産活用
(売却・貸付率)

単純な面積圧縮ではない(縮充で)

行政サービスの「ポートフォリオ」

限定された財源

＝

福祉・医療
(介護・健保)

＋

公共施設マネジメント
(縮充)

＋

防災・防犯
(命と財産)

＋

教育
(次世代への投資)

＋

道路・上下水道料
(生活インフラ)

市民による選択肢が提起されている

稼働時間は非常に少ない

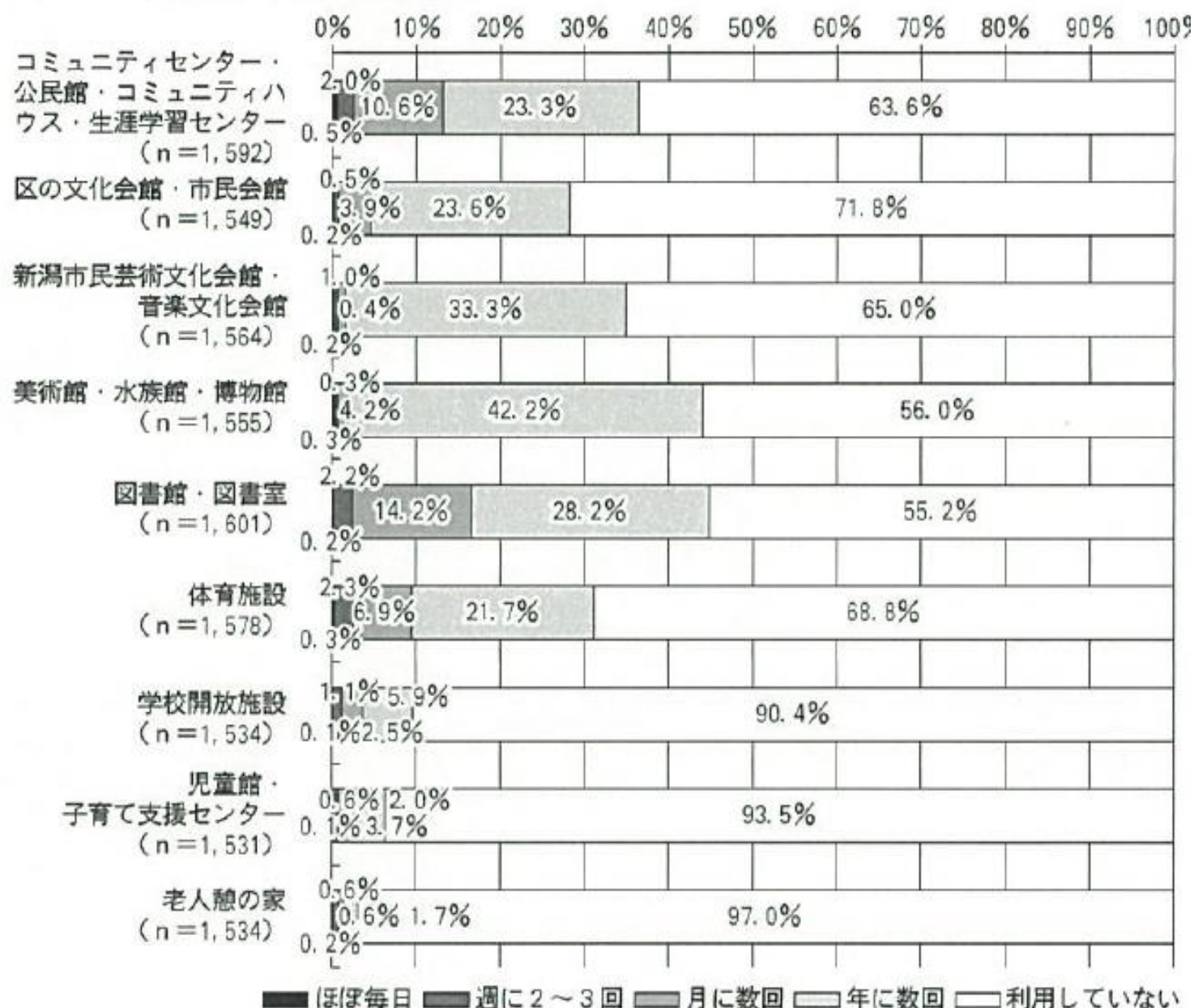
学校施設の稼働率試算

■ 月	10 か月	80 %
■ 週	5 日間	70 %
■ 日	7 時間	30 %

$$1.0 \times 0.8 \times 0.7 \times 0.3 = 0.168 (16.8 \%)$$

特に、屋外プールは3週間程度しか使われない！

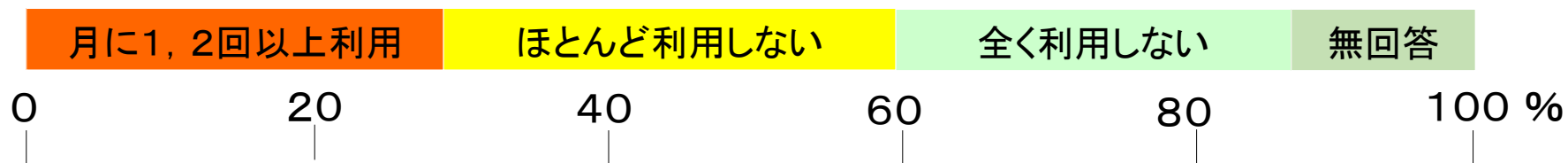
図1 公共施設の市民利用頻度



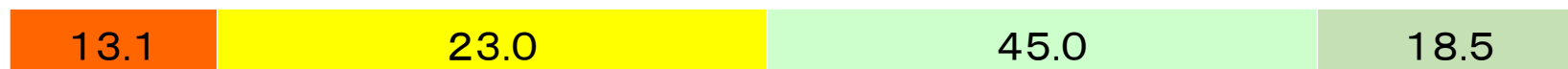
(注) 図表中の「n」とは、回答者総数（または該当者質問での該当者数）

(出典) 新潟市第40回市政世論調査より作成

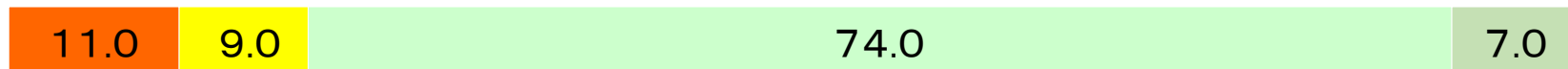
公立図書館の利用者は地域住民の1割程度にすぎない(約9割が経費を負担)



新潟市



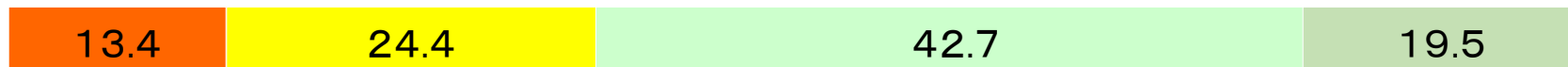
鎌倉市



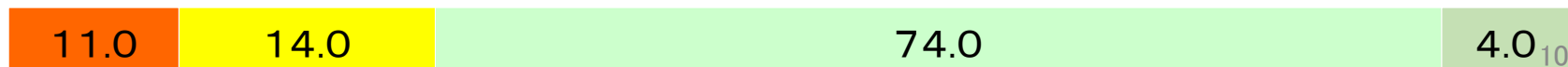
日光市



名古屋市



高松市



意味のない「一人当り貸出冊数」

貸出登録率は20%程度

年に1回以上の利用はその半分程度

利用者の1割が9割の貸出を受ける

年30回以上は0.1%の事例も

貸出冊数よりも入館者数で評価すべき

身近なスポーツは公民館

- 実は、スポーツに使いにくい体育館
- 人気は、ヨガ、社交ダンス、フラダンス、卓球
- 固定席のホールは閑古鳥
- リハーサル室は予約で満杯
- 体育館の避難所は、「悲惨な収容所」に
- 総合型スポーツクラブが使える施設がない
- 「常連」の利用が主流（自主事業は1割程度）

注目される大阪の資産活用事例

- ✓「大阪城天守閣」を博物館から観光拠点に
- ✓しかし、博物館機能は、直営で維持
- ✓指定管理料はマイナス数億円！
- ✓「魅力を高める施設」を事業者の負担で整備（70億）
- ✓性格の異なる複数施設は、指定管理が最適
- ✓指定管理を基本に、直営も含めた公民連携
- ✓夏期仮設プールなど創意工夫も（現在は休止中）

参考事例①大和市文化創造拠点シリウス

コンセプト：図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場。
4つの施設それぞれの個性の融合により、未来につながる創造力を育み、芸術文化活動の道標となり、市民の心に一体感を生み出す施設。



参考事例②ひと・まち・情報 創造館武蔵野プレイス

コンセプト：これまでの公共施設の類型を超えて、複数の機能を積極的に融合させ、図書や活動を通して、人とひとが出会い、それぞれが持っている情報（知識や経験）を共有・交換し、知的な創造や交流を生み出し、地域社会（まち）を活性化する活動支援型の公共施設。



公共施設に「場」が確保できていない「市民層」

0から2歳児の子育て「ママ友」

部活動に属していない中高生

65歳以上の年金生活男性

「場所」
があれば、
コミュニティ
の形成

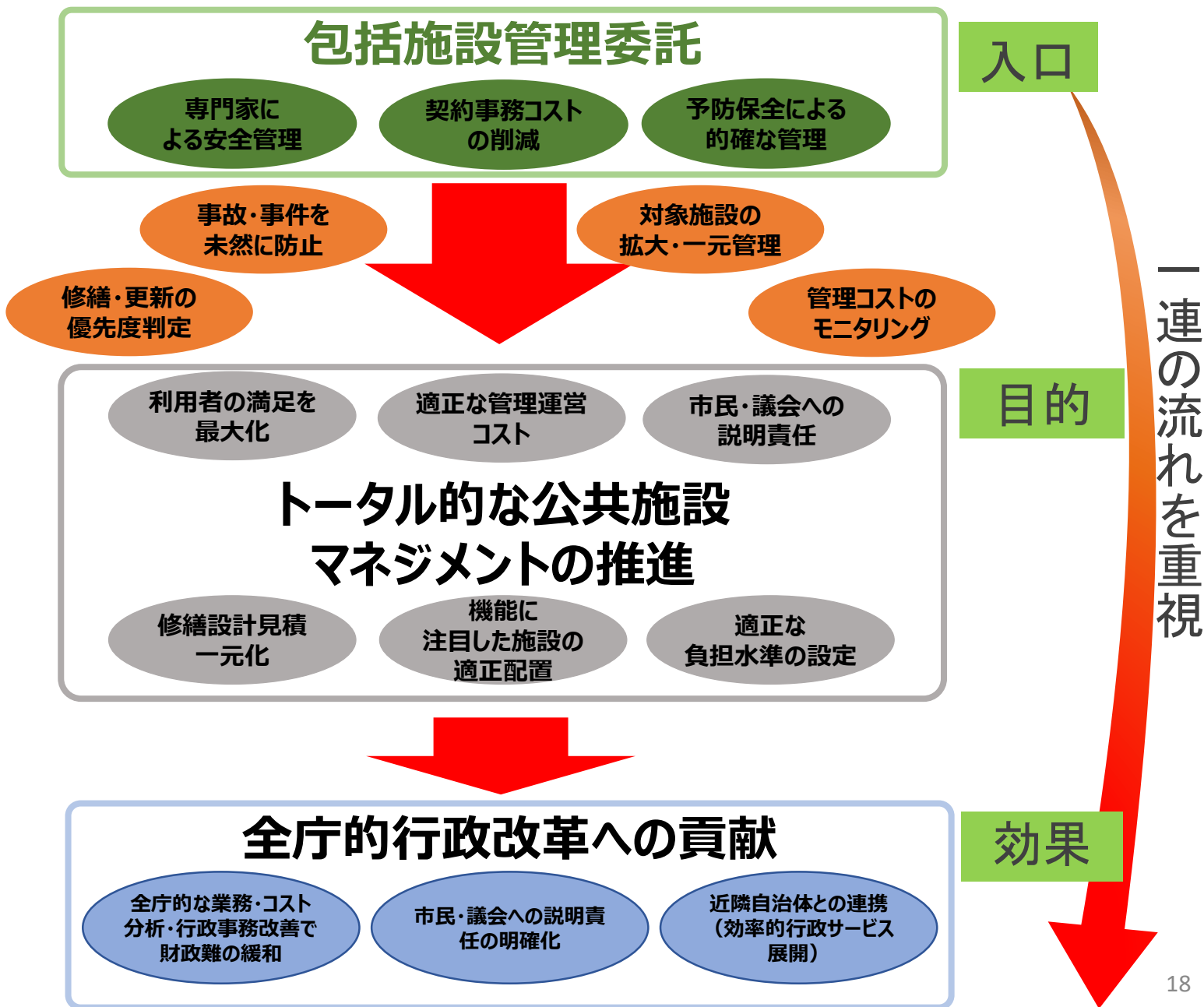
公共施設の包括保守点検委託が第一歩に

施設名称	住所	対象業務														
		施設警備	防火設備保守点検	電気保安	空気調和設備保守点検	自動ドア保守点検	昇降機保守点検	防虫駆除	清掃	環境衛生	浄化槽保守点検	設備巡回点検	中央監視装置点検	直流電源装置点検	舞台設備点検	非常用発電機設備点検
本庁舎	吉野下430		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
仲南支所	生間415－1	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○
琴南支所	造田1974－1	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○
美合出張所	川東1494－1	○		○												
仲南老人福祉センター	生間415－5		○	○												
造田診療所	造田1982－1	○	○			○										
美合診療所	川東1493	○				○										
造田歯科診療所	造田1974－1	○				○										
美合歯科診療所	川東1494－1	○														
火葬場	吉野4204－6	○	○	○		○			○							

- 誰が、施設の安全管理に責任を持つのか
- 仕様書も見積書もチェックできない実態
- 数百本の無責任「契約」コストは数千万円

庁内の合意形成のみで、実施可能。行政改革にも波及効果が

包括施設管理から行政改革へ



先進事例から学ぶ

成功する 公共施設 マネジメント

校舎・体育館・プール、図書館、公民館、文化施設、庁舎の
統廃合と利活用の計画から実践まで

南学^[編著]



学陽書房

参考：

- 自治体アウトソーシングにおける事業者評価
ー 指定管理者（制度）のモニタリングと第三者評価
南学著
（学陽書房：H 2 0 ・ 1 1 ）
- 実践！「自治体 A B C 」によるコスト削減
ー 成果を出す行政経営
南学編著
（ぎょうせい：H 1 8 ・ 9 ）
- 行政経営革命
ー「自治体 A B C 」によるコスト把握
南学編著
（ぎょうせい：H 1 5 ・ 5 ）
- 横浜市改革エンジンフル稼働
ー 中田市政の戦略と発想
南学 / 上山信一編著
（東洋経済新報社：H 1 6.1 ）
- ここまでできる 実践
公共ファシリティマネジメント
南学（共著） / 小島卓弥編著
（学陽書房：H 2 6.1 1 ）
- 先進事例から学ぶ 成功する公共施設マネジメント
ー 校舎・体育館・プール、図書館、公民館、
文化施設、庁舎の統廃合と利活用の計画から実践まで
南学（編著）
（学陽書房：H 2 8 ・ 1 0 ）

* 月刊「地方財務」（ぎょうせい刊）

「公共施設マネジメント（老朽化と財政難への「経営」が試される）」と題して連載

（2015年4月号から2017年3月号まで48回。 2018年4月から再開）